



株式会社アイビス

証券コード：9343

第25期

定時株主総会招集ご通知

日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都中央区八丁堀一丁目9番8号
八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター
東京駅八重洲通り501号室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

証券コード 9343
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目17番34号
株 式 会 社 アイビス
代表取締役社長 神谷 栄 治

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第25期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ibis.ne.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号 八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 501号室
3. 目的事項
報告事項 第25期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2024年3月28日（木曜日）
午前10時
（受付開始時間午前9時）

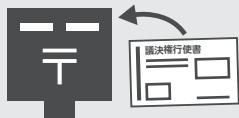
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

書面による議決権行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後6時到着分まで

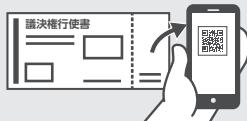


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

スマートフォンによるご行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコンによるご行使

行使期限

2024年3月27日（水曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

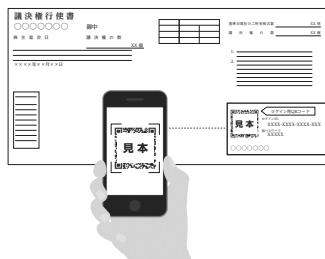
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

[インターネットによる議決権行使のご案内]

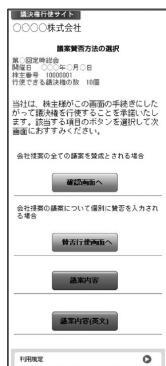
スマートフォンによるご行使

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

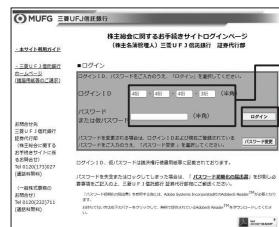
パソコンによるご行使

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化及び事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について事業目的の追加及び記載内容の一部変更を行うものであります。
- (2) 本店の所在地を2024年7月1日に名古屋市から東京都中央区に移転するため、現行定款第3条（本店の所在地）の規定を変更するとともに、当該変更の効力発生日を2024年7月1日とするため、定款附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第2条【目的】 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>インターネット端末向け、応用ソフトウェアの配信</u> 2. <u>インターネット向け応用ソフトウェアの研究および開発、販売</u> (新 設) 3. 労働者派遣事業 4. 情報処理技術者の育成および教育 5. 人工知能の研究および開発、販売 (新 設) (新 設) 6. 前各号に付帯する一切の事業 <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を<u>名古屋市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附則 (新 設)</p>	<p>第2条【目的】 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ソフトウェアの研究、開発、運用、配信、保守、販売ならびにその受託、請負</u> 2. <u>コンピュータシステムの研究、開発、運用、保守、販売ならびにその受託、請負</u> 3. <u>広告業および広告代理業</u> 4. 労働者派遣事業 5. 情報処理技術者の育成および教育 6. 人工知能の研究および開発、販売 7. <u>前各号に関するコンサルティング業務</u> 8. <u>有価証券の保有および運用</u> 9. 前各号に付帯する一切の事業 <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>【変更後定款第3条（本店の所在地）の効力発生日】 <u>変更後定款第3条（本店の所在地）は、2024年7月1日から効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>かみ や えい じ 神 谷 栄 治 (1973年5月30日)</p> <p>再 任</p>	<p>2000年5月 有限会社アイビス設立 代表取締役社長</p> <p>2001年4月 有限会社アイビスを株式会社へ組織変更 代表取締役社長（現任）</p> <p>2001年5月 当社システム開発事業部担当</p> <p>2005年5月 当社モバイル事業部担当</p> <p>2016年12月 株式会社アイビスモバイル（注1） 代表取締役社長</p>	1,886,243株
<p>【取締役候補者とした理由】 神谷栄治氏は、2000年5月の当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執り、「ibisPaint」の事業展開をはじめ、当社の企業価値向上に大きく貢献して参りました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強いリーダーシップにより、当社の更なる成長に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>むら かみ かず ひこ 村 上 和 彦 (1973年12月6日)</p> <p>再 任</p>	<p>2001年4月 当社常務取締役（現任）</p> <p>2001年5月 当社派遣事業部担当</p> <p>2006年10月 当社プロフェッショナル・サポート事業部 担当</p> <p>2016年12月 株式会社アイビスモバイル（注1） 常務取締役</p> <p>2021年1月 当社ソリューション事業部担当（現任）</p>	369,680株
<p>【取締役候補者とした理由】 村上和彦氏は、2001年4月以来、創業期から当社の経営に参画し、派遣事業や管理部門の担当役員として当社の成長を牽引して参りました。今後も、内部統制面において強いリーダーシップを発揮するとともに、ソリューション事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まる やま たく や 丸山拓也 (1989年6月16日) 再 任	2017年4月 株式会社アイビスモバイル (現 当社) 入社 2019年10月 当社モバイル事業部 課長代理 2020年3月 当社取締役 (現任) 2020年4月 当社モバイル事業部担当 (現任)	1,500株
	【取締役候補者とした理由】 丸山拓也氏は、大学院生時代にアルバイトを経て当社へ入社以来、「ibisPaint」の技術開発における中心的な役割を担い、「ibisPaint」の成長に貢献して参りました。今後も、モバイル事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	やす い ひで かず 安井英和 (1967年6月23日) 再 任	1990年4月 丸万証券株式会社 (現 東海東京証券株式会社) 入社 2007年6月 株式会社ヤマナカ 入社 2018年6月 同社執行役員 2021年2月 当社取締役 (現任) 当社管理部門担当 (現任)	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 安井英和氏は、金融機関及び事業会社における経営管理に関する長年の経験と幅広い知見を有しており、当社における上場会社としての管理部門体制の整備に貢献して参りました。今後も、内部管理体制の充実・強化に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 株式会社アイビスモバイルは、2019年9月に当社との吸収合併により消滅いたしました。
2. 取締役候補者神谷栄治氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定ではありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役尾関一平氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なか やま やす ゆき 中山靖之 (1959年12月7日) 新 任	1982年4月 住友金属鉱山株式会社 入社 2012年4月 同社半導体材料事業部事業室長 2012年7月 同社材料事業本部材料第二事業部長 2014年10月 株式会社伸光製作所代表取締役社長 2016年6月 住友金属鉱山株式会社監査役(常勤) 2022年6月 同社顧問 2024年2月 当社 入社	一株
【取締役候補者とした理由】 中山靖之氏は、住友金属鉱山株式会社において常勤監査役や子会社社長を歴任し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識・知見を有しております。当社の監査体制の更なる充実・強化を図るため、経営全般の監視と監査の実効性向上に向けて貢献が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 中山靖之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山靖之氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
3. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、中山靖之氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプションとしての 新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、その具体的な内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

II. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、従来の報酬等の額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。当該新株予約権1個あたりの公正価額につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定することとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名であります。第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は現在と同様に4名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、90,000個とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式90,000株とし、下記(3) ①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）または新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの日の範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額から、上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3) ⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3) ①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3) ②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6) ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3) ③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3) ③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(3) ④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(3) ⑥に準じて決定する。

- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(5)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- (8) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行からポストコロナ時代へ移行する中で、行動制限の緩和やインバウンド需要の拡大により、景気回復の兆しが見られるようになりました。一方で、国際情勢の不安定さによりエネルギー・原材料価格の高騰や金融引き締め政策、為替相場の急激な変動などが依然として続き、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、モバイルペイントアプリ「ibisPaint（アイビスペイント）」シリーズの開発／運営を主軸としたモバイル事業と、国内企業向けのアプリ開発支援を行うソリューション事業の2本柱で積極的な事業展開を行いました。世界200以上の国と地域にユーザを持つ「ibisPaint」においては、お絵描きユーザのトレンドを常に意識した魅力的な新機能や新サービスの拡充に注力し、世界のマーケットシェア拡大に取り組んでまいりました。ソリューション事業においては、経済産業省が推進する企業のDX化をはじめとした情報技術の活用という社会的な課題や大手企業からのロボティクス案件などを背景に、需要の高まるITエンジニアの積極的な採用と法人顧客への営業活動を更に推進いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,086,864千円（前年同期比20.3%増）、営業利益434,102千円（前年同期比97.4%増）、経常利益428,041千円（前年同期比79.8%増）、当期純利益288,575千円（前年同期比71.1%増）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

<モバイル事業>

当事業年度におきましては、主力製品の「ibisPaint」について、2023年1月に累計3億ダウンロードを突破し、2023年12月末日時点では3億7,213万件（前年同期比24.7%増）となりました。モバイル事業部では、新機能の追加やサービス拡充、ユーザの声をもとにしたアプリの改善や仕様変更への対応（Ver.10.0.7からVer.11.1.0までリリース）をはじめ、YouTubeでの継続的なお絵描き講座の動画投稿、季節やトレンドに合わせた素材コンテストの開催（第19～36回）及び豊富な無料素材の追加など、常にユーザフレンドリーを意識した製品の提供に注力しており、その結果として多くの新規ユーザ獲得に至りました。新たに追加した機能の中でも、特に2023年5月10日にリリースしたAI超解像度機能や、続く9月14日にリリースしたAI背景透過機能、パラパラ漫画の要領で自作イラストが動かせるアニメーション機能、自作イラストの雰囲気をはらりと変えることでユーザ同士の活発なコミュニケーションを生み出した新フィルター「レトロゲーム」は、お絵描きユーザを中心にSNSでも大きな話題になるなど、好評を頂いております。また、文部科学省を中心に推進されているGIGAスクール構想を受けて、「ibisPaint」を教育機関向けにカスタマイズした「ibisPaint Edu（アイビスペイント・エデュ）」を7月26日にリリースいたしました。

以上の結果、売上高は2,455,675千円（前年同期比13.5%増）となりました。売上区分別の国内売上高及び海外売上高は以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
アプリ広告	国内売上高	425,994	24.5	448,006	24.3	5.2
	海外売上高	1,314,112	75.5	1,397,570	75.7	6.4
	計	1,740,106	100.0	1,845,576	100.0	6.1
アプリ課金 (サブスクリ プション + 売切型 アプリ)	国内売上高	144,270	34.8	203,224	33.8	40.9
	海外売上高	270,093	65.2	398,764	66.2	47.6
	計	414,364	100.0	601,988	100.0	45.3
その他	国内売上高	6,428	66.5	6,399	78.9	△0.5
	海外売上高	3,240	33.5	1,710	21.1	△47.2
	計	9,669	100.0	8,110	100.0	△16.1
合計	国内売上高	576,693	26.6	657,630	26.8	14.0
	海外売上高	1,587,446	73.4	1,798,045	73.2	13.3
	計	2,164,140	100.0	2,455,675	100.0	13.5

当セグメントにおいて主な収入源となっているアプリ広告につきましては、アクティブユーザはコロナ特需の反動から漸く脱して、増加基調を取り戻しております。また、広告単価は、期初は軟調に推移したものの、期中から期末にかけて大きく復調いたしました。アプリ課金につきましては、サブスクリプション（月額課金・年額課金）は既存ユーザに対するプレミアム会員サービスへの申込促進施策等が功を奏して、売上高は330,001千円（前年同期比66.5%増）、会員数は119,380人（前年同期比80.2%増）と大きく増加いたしました。また、売切型アプリはWindows版の販売が好調に推移したことから、売上高271,986千円（前年同期比25.8%増）、累計販売数は947,570件（前年同期比27.9%増）となり、こちらも順調に拡大しております。そして、引き続き効果的な広告投資を行ったことにより、セグメント利益は759,721千円（前年同期比94.0%増）となりました。

<ソリューション事業>

当事業年度におきましては、モバイルアプリ開発の急速な進化も後押しし、国内企業のモバイルアプリやWebアプリケーションなどの開発支援需要が想定以上に増加いたしました。

受託開発は、大手新聞社、通信キャリア、製造業、アパレル業、サービス業など多岐にわたる法人からのアプリ開発等の受注が順調に増えており、いくつかの案件においては、AWS (Amazon Web Services) を用いたサーバ構築・移行の支援が奏功し、安定した収入をもたらす運用保守案件も増加しております。本サービスにおいては、最新の技術をマスターするための教育カリキュラム、スクラム開発などの最新のアプリケーション開発手法、AI・Web3.0・メタバースなどを活用した開發生産性の抜本的向上策など、高付加価値なSI体制の構築に向けて諸施策の導入を積極的に推進しております。IT技術者派遣につきましては、大手SIerやソフトウェア開発企業など数多くの法人に対してハイスキルなITエンジニアを中心に受け入れが進みました。

日本国内におけるIT人材不足やChatGPTなどの急速な技術革新への対応が求められている中、当社は最新のOSS (Open Source Software) を適宜取り入れながら、スマートフォンやタブレットなどのアプリ開発支援において高い顧客満足度を実現しております。同事業においては、引き続き、モバイルアプリの受託開発をコア・コンピタンスとし、市場での競争力を高めてまいります。

以上の結果、売上高は1,631,189千円（前年同期比32.2%増）となり、内訳としては、IT技術者派遣が1,353,060千円（前年同期比28.2%増）、受託開発が278,128千円（前年同期比56.2%増）となりました。また、引き続きITエンジニアの採用などの開発人材投資を積極的に推進したことから、セグメント利益は90,560千円（前年同期比44.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は116,816千円であります。その主なものは、「ibisPaint」のソフトウェア開発であります。

(3) 資金調達の状況

2023年3月23日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額555百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際情勢の不安定さによりエネルギー・原材料価格の高騰や金融引き締め政策、為替相場の急激な変動などが依然として続き、景気の先行きは不透明な状況が続くものと想定しております。そのような中、当社は、当事業年度より、モバイル事業、ソリューション事業共に、売上高を成長させるとともに、利益の額及び率を重視する経営方針に転換することといたしました。

<モバイル事業>

モバイル事業については、当事業年度までの8年にわたる海外プロモーション投資の効果により、製品ブランドが世界レベルで各段に向上し、口コミのみでヘビーユーザが獲得できる土壌が整ったこと、及び全世界でのibisPaintのアクティブユーザ数における対直接競合シェアは当事業年度で83.9%*となり、ここ数年、高い占有率を継続している状況が続いていること、以上2点を考慮して、2024年12月期は広告宣伝投資（広告宣伝費）を前年同期比△52.6%と1/2弱に大きく減少させ、オーガニック成長（グロース）へ転換することといたしました。同事業における対処すべき主な課題としましては、以下の2点が挙げられます。

※アクティブユーザシェアのデータは2023年の数値。data.ai調べ。比較対象は当社が全世界で直接競合するものとして考えている5アプリ。

①マーケティング強化策

自社開発のモバイルペイントアプリ「ibisPaint」について、ユーザのニーズ、トレンドの変化などに今迄以上にスピーディに対応し、AIやディープラーニングなど最先端且つ高度な技術を最大限活用することによって、顧客の更なる拡大及び深耕を図り、引き続き、サブスクリプション（プレミアム会員サービス）の強化とプロマーケットの開拓を目指してまいります。

②開発人材の確保及び育成

急速な技術革新への対応と、海外マーケッターや海外サポートなども含めたあらゆる職種での人材の質及び量の向上が同事業の拡大には不可欠であり、このような環境や変化に対応し、適切にニーズにあったサービスを提供できる体制を構築していくことが重要であると認識しております。特に同事業におけるモバイルアプリ開発エンジニアについては、高度なプログラミングの知識はもちろんのこと、画像処理技術を調査・研究・実装するための論理的思考力及び科学的リテラシーが求められます。そのために、高い専門性を有する優秀な理系出身者人材の確保と育成は、同事業発展のための根幹と考え、必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことを、高成長の源泉としてまいります。そして、セグメント利益の額・率の更なる向上を目指してまいります。

<ソリューション事業>

ソリューション事業については、高採算な受託開発の強化を継続しつつ各拠点への選択と集中を進める方針を掲げております。同事業における対処すべき主な課題としましては、以下の2点が挙げられます。

①営業強化策

スマートフォンやタブレットなどのアプリケーション受託開発について、システムコンサルティングからクラウドサーバ運用・保守まで高付加価値なSI体制を提供する体制を構築しながら、今迄以上に多彩な業種業態の法人クライアントの開拓・拡大を図ることで顧客満足度の更なる向上を目指してまいります。

②開発人材の確保及び育成

ソリューション事業においても、あらゆる顧客の開発ニーズに応えられるハイスキルの技術力を有する豊かな経験が求められます。これらの優秀な人材の確保と育成は、同事業発展のための根幹と考え、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことを、安定成長の源泉としてまいります。そして、最新の技術を駆使して受託案件の開発生産性を更に向上させるなどして、セグメント利益の額・率の更なる向上を目指してまいります。

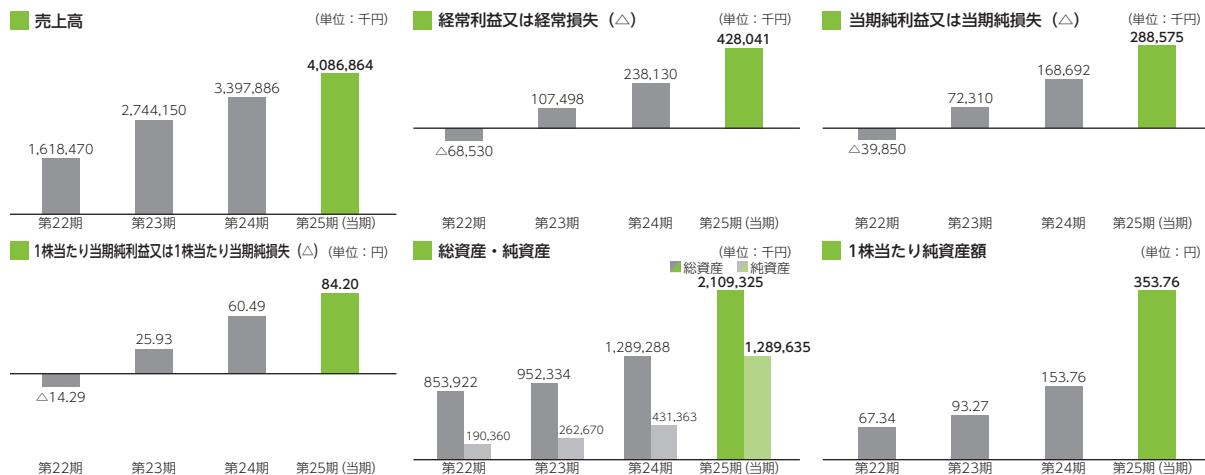
<全社>

当社は管理機能集中や各種システム導入による情報セキュリティ機能の向上及び、会社法だけでなく金融商品取引法にも対応した内部統制システムの整備を行うなど、有効性が高く、効率の良い内部管理体制の強化を行ってまいりました。今後は、これまでに構築した体制を高機能に維持していくために人員の採用と育成に注力しながら、引き続き内部管理体制を強化していく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2020年12月期)	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (当期) (2023年12月期)
売上高 千円	1,618,470	2,744,150	3,397,886	4,086,864
経常利益又は経常損失 (△) 千円	△68,530	107,498	238,130	428,041
当期純利益又は当期純損失 (△) 千円	△39,850	72,310	168,692	288,575
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) 円	△14.29	25.93	60.49	84.20
総資産 千円	853,922	952,334	1,289,288	2,109,325
純資産 千円	190,360	262,670	431,363	1,289,635
1株当たり純資産額 円	67.34	93.27	153.76	353.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第24期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び収益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業部門	事業内容
モバイル事業	・モバイル端末向け応用ソフトウェアの研究、開発、配信及び販売
ソリューション事業	・IT技術者派遣事業及びモバイル端末向けアプリケーション等の受託開発

(8) 主要な事業所（2023年12月31日現在）

名称	所在地
名古屋本社	名古屋市中村区名駅三丁目17番34号
東京本社	東京都中央区八丁堀一丁目5番1号
東京事業所	東京都中央区八丁堀一丁目9番9号
大阪支社	大阪市淀川区宮原二丁目14番14号

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
303名	82名増	33.1歳	3.6年

(注) 従業員数には、臨時雇用者（パート・アルバイト及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	52,000千円
株式会社十六銀行	18,042
株式会社三菱UFJ銀行	4,702

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,150,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,635,063株
- (3) 株主数 1,863名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
神谷栄治	1,886,243株	51.89%
村上和彦	369,680	10.17
渡辺秀行	172,860	4.76
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	54,500	1.50
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	40,657	1.12
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	38,500	1.06
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	35,100	0.97
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	34,443	0.95
山下良久	33,100	0.91
楽 天 証 券 株 式 会 社	30,100	0.83

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2023年12月31日現在)

		2019年無償第1回新株予約権		2020年無償第1回新株予約権	
発行決議日		2019年12月17日		2020年3月26日	
新株予約権の数		38,197個		5,971個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式38,197株 (新株予約権1個につき1株)		普通株式5,971株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払込を要しない		新株予約権と引換に金銭の払込を要しない	
権利行使期間		2021年12月21日から 2029年12月19日まで		2022年4月1日から 2030年3月30日まで	
主な行使条件		(注2)		(注2)	
役員 の 保有 状況	取締役(監査等 委員である取締 役及び社外取締 役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,438個(注1) 1,438株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,971個 5,971株 1名
		2021年無償第1回新株予約権			
発行決議日		2021年10月1日			
新株予約権の数		68,700個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式68,700株 (新株予約権1個につき1株)			
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払込を要しない			
権利行使期間		2023年10月9日から 2031年9月30日まで			
主な行使条件		(注2)			
役員 の 保有 状況	取締役(監査等 委員である取締 役及び社外取締 役を除く。)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	63,800個 63,800株 2名		

- (注) 1. 保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
(2023年12月31日現在)

		2023年無償第1回新株予約権	
発行決議日		2023年11月10日	
新株予約権の数		55,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式55,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払込を要しない	
権利行使期間		2025年11月28日から 2033年11月9日まで	
主な行使条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	55,000個
		目的となる株式数	55,000株
		交付者数	4名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2023年12月31日現在)

		2019年有償第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月17日
新株予約権の数		150,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式150,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき17円
権利行使期間		2019年12月20日から 2029年12月19日まで
主な行使条件		(注1、2)
割当先	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数 150,000個 目的となる株式数 150,000株 割当者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合(当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。)、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。但し、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、退職(定年退職含む)、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 谷 栄 治	
常 務 取 締 役	村 上 和 彦	ソリューション事業部担当
取 締 役	丸 山 拓 也	モバイル事業部担当
取 締 役	安 井 英 和	管理部門担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	尾 関 一 平	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	宮 崎 陽 平	宮崎陽平公認会計士・税理士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 藤 直 生	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社トクヤマ 取締役 (監査等委員) 株式会社A & Dホロンホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役 宮崎陽平氏及び近藤直生氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 宮崎陽平氏及び近藤直生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 宮崎陽平氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾関一平氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填の対象としております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等に係る決定方針を定めております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成し、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

- a. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針
取締役の役位や在任年数等に応じて支給額を決定する。
- b. 業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針
役位や在任年数等に応じて設定される基準額（取締役全員、一律、前期固定報酬の10%）に、前事業年度の業績指標に応じてあらかじめ定めた適用倍率を乗じた額とする。
- c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与するものとし、付与数は、役位や在任年数等に応じて決定するものとする。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬（但し、役員退職慰労金は除く）である固定報酬：業績連動報酬等である変動報酬の割合がおよそ 1：0.0～0.35 となるように支給するものとする。

e. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

役員報酬のうち、基本報酬（固定報酬と変動報酬の合計）は毎月、役員退職慰労金は退任時、新株予約権は一定の時期に支給付与するものとする。

f. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を第三者へ委任していない。

g. 第三者への委任以外の決定方法

個人別の報酬等は、次号に掲げる方法により、役位、在任年数、会社への付加価値、経営内容等を考慮して決定する。

(a) 取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で審議、決定する。

(b) 取締役の役員退職慰労金は、その額及び支給対象者については、指名報酬委員会、監査等委員会、取締役会での事前協議を経て、株主総会の決議による。また、その支給時期及び支給方法等は、取締役会の決議に一任する旨の株主総会の決議に基づき、当社の定める規定に従い、取締役会で審議、決定する。

(c) 取締役に対して割り当てる新株予約権は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で審議、決定する。ただし、株主総会決議を要する場合には、その手続きによる。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬の額については、当社の「役員報酬規程」の定めにより代表取締役社長が作成した各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会において決議することとしております。代表取締役社長が各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案を作成している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

退職慰労金については、株主総会での決議を前提に、当社の「役員退職慰労金規程」の定めに基づき役位、在任年数、貢献度その他の事情を考慮して算定し、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会の決議により監査等委員を除く取締役に対して支給することとしております。

新株予約権については、株主総会での決議を前提に、役位や在任年数等を考慮して算定し、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で決議することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。）	177,473	142,350	22,448	12,675	—	4
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,400 (5,566)	12,400 (5,566)	—	—	—	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は前事業年度における売上高成長率であり、その実績は前事業年度比124%であります。当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標が、年次毎の増収増益であり、売上及び収益の成長に注力しているためであります。なお、業績連動報酬の額の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職の状況につきましては、4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在) に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	宮 崎 陽 平	当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査等委員会12回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。 また、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名報酬委員会7回全てに出席いたしました。
社外取締役 (監査等委員)	近 藤 直 生	当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査等委員会12回全てに出席いたしました。弁護士としての法律分野での豊富な経験・見地から、経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。 また、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会の委員長を務めており、当事業年度に開催された指名報酬委員会7回全てに出席いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は会計監査人の不信任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。こうした中、当社では「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、当該方針に基づき以下のとおり運営しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、取締役会規程等の諸規程・規則を整備し、取締役及び使用人は、これらを遵守する。
 - b. 当社の取締役及び使用人の業務の適正性を確保するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、業務の適正性、内部統制の有効性と妥当性を確保する。又、監査結果については、代表取締役社長に報告するものとする。
 - c. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。
 - d. 「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - e. 法令違反・不正行為等の未然防止と検出された場合の早期解決を図るため、通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置する。又、当社は通報・相談を行った者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう、その保護義務を負う。
 - f. 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行うとともに、各ステークホルダーに対し、十分な説明を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報や文書（電磁的記録も含む）については、「文書管理規程」に基づき、保存及び管理を行う。又、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - b. 取締役が、当該文書等の内容を取得・共有し、適切な取扱いについて協議出来る体制を確保する。
 - c. 当社は、法令及び証券取引所の定める諸規程・規則等に従い、会社情報の適時・適切な開示を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 会社経営及び事業運営に関するリスクについて、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、検討・見直しを行い、毎事業年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う体制とする。
 - b. 取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに全社横断的なリスクに対しては、リスク・コンプライアンス委員会等の専門委員会を設置し、全社的な対応を図る。
 - c. 自然災害等による非常事態に関するリスクに備え、日常的リスク管理を徹底するとともに、非常事態の発生時は緊急対策本部を設置し、役職員の安全確保に取組み、各ステークホルダーに対し、必要な情報の開示を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針及び重要な業務執行等の審議・決議を迅速に行う。
 - b. 経営計画を策定し、各組織の分掌及び権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

- ⑤ 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査等委員会が監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人の設置について決議するものとする。
 - b. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の任命・異動・評価・解任等については監査等委員会の同意を必要とする。
 - c. 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。

- ⑥ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、監査等委員に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。又、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - b. 当社は、監査等委員に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - b. 監査等委員は、必要に応じて重要な社内会議に出席することが出来る。
 - c. 監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - d. 監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を依頼することが出来る。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正を行う体制を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- a. 公序良俗に反し、市民社会に脅威を与える反社会的勢力について、断固たる排除の姿勢で臨むことを全ての取締役及び使用人へ周知徹底し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
 - b. 反社会的勢力の排除に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処出来る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

取締役会は取締役7名により構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催することで、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

② 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は監査等委員である社外取締役2名を含む3名により構成されております。各監査等委員は監査等委員会が定めた監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査しております。

③ リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会は取締役会の直属委員会であり、取締役7名及び管理部門、事業部門の責任者により構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則毎月1回開催しており、当社におけるリスク・コンプライアンス管理に関わる取り組みを推進しております。

④ 内部監査の実施について

当社は代表取締役社長の直轄組織となる内部監査部門として、内部監査室を設置しております。内部監査室は各部署の業務執行状況全般に対して内部監査を実施しております。また、内部統制報告制度（J-SOX）の対応部署として財務報告に係る内部統制の整備、運用を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、今後の業容拡大と経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、配当性向を基準とした業績連動型の配当を実施することを基本方針としております。

当社の配当政策としては、今後の成長に向けた事業資金を確保するため内部留保の充実に重点を置きつつ、株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら、業績動向及び財政状態等を総合的に判断した上で、配当性向15～20%を目安に配当を実施していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としております。

また、その他年1回中間配当を行うことができる旨及びその他に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨並びに剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,746,947	流動負債	737,396
現金及び預金	1,229,770	1年内返済予定の長期借入金	31,090
売掛金	456,633	未払金	329,022
契約資産	872	未払費用	37,821
貯蔵品	353	未払法人税等	128,215
前渡金	38	契約負債	83,991
前払費用	58,290	預り金	22,962
その他	990	賞与引当金	104,292
固定資産	362,377	固定負債	82,293
有形固定資産	21,818	長期借入金	43,654
建物	31,891	役員退職慰労引当金	32,916
工具、器具及び備品	9,048	その他	5,723
減価償却累計額	△19,121	負債合計	819,689
無形固定資産	122,603	(純資産の部)	
商標権	373	株主資本	1,285,937
ソフトウェア	122,229	資本金	380,199
投資その他の資産	217,954	資本剰余金	377,800
長期前払費用	10,259	資本準備金	341,209
繰延税金資産	50,169	その他資本剰余金	36,591
その他	157,526	利益剰余金	527,937
資産合計	2,109,325	利益準備金	45
		その他利益剰余金	527,892
		繰越利益剰余金	527,892
		新株予約権	3,698
		純資産合計	1,289,635
		負債・純資産合計	2,109,325

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,086,864
売 上 原 価		1,492,256
売 上 総 利 益		2,594,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,160,505
営 業 利 益		434,102
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	2,764	
受 取 報 奨 金	4,919	
確 定 拠 出 年 金 返 還 金	976	
そ の 他	946	9,607
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,792	
株 式 交 付 費	7,741	
上 場 関 連 費 用	6,134	15,668
経 常 利 益		428,041
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		428,041
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153,669	
法 人 税 等 調 整 額	△14,203	139,465
当 期 純 利 益		288,575

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	95,925	56,935	36,591	93,526
当期変動額				
新株の発行	277,874	277,874		277,874
新株の発行 (新株予約権の行使)	6,399	6,399		6,399
当期純利益				—
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	284,274	284,274	—	284,274
当期末残高	380,199	341,209	36,591	377,800

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	45	239,316	239,362	428,813	2,550	431,363
当期変動額						
新株の発行			—	555,749		555,749
新株の発行 (新株予約権の行使)			—	12,799		12,799
当期純利益		288,575	288,575	288,575	—	288,575
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			—	—	1,148	1,148
当期変動額合計	—	288,575	288,575	857,123	1,148	858,271
当期末残高	45	527,892	527,937	1,285,937	3,698	1,289,635

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～18年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率によるほか、債権の内容を検討して回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

将来の保証費用の支出に備えるため、請負売上に対する過去の実績率に基づき算定した金額、及び不具合修正が見込まれる売上済プロジェクトの個別見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

(4) 受注損失引当金

受注案件の将来の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、個別注記表「収益認識に関する注記 2. 収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「保険積立金」(当事業年度71,309千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「確定拠出年金返還金」(前事業年度809千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 市場販売目的ソフトウェア

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア	121,670千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法により減価償却金額を算出しております。

販売実績収益又は将来の販売見込収益が当初見込みと比べて大きく乖離した場合、追加の費用計上が必要となる場合があります。

また、今後、事業環境の変化により保有する市場販売目的ソフトウェアの収益性が著しく低下し投資額を回収できなくなった場合には、一時費用が発生し当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. 受注制作のソフトウェア開発に係る一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(未検収分)	793千円
-----------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェアのうち、当事業年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、進捗度につきましては、当該案件の見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

当該見積りは、開発人員の件数や外注費等の積算であります。開発途中での仕様変更や、想定していなかった原価の発生などにより、追加工数が発生し進捗度が変動した場合には、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	50,169千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、過去（3年）及び当期の全ての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などの影響を受けるため、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,635,063株
------	------------

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	50,890	14.0	2023年12月31日	2024年3月12日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,563株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	31,913千円
役員退職慰労引当金	10,072 //
未払事業税	6,309 //
減価償却超過額	4,852 //
資産除去債務	3,766 //
退職金制度変更による未払金	1,773 //
一括償却資産	1,121 //
その他	1,775 //

繰延税金資産小計 61,584千円

評価性引当額 △11,415 //

繰延税金資産合計 50,169千円

繰延税金資産純額 50,169千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。海外取引を行うにあたって生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

長期借入金は、経営安定化のために運転資金として借入れたものであり、償還日は決算日後、最長で3年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 当社信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日管理及び債権残高管理、与信残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としています。

② 市場リスクの管理

外貨建の営業債権・債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、担当部門が為替の変動を定期的にモニタリングし、為替動向を随時把握することにより、適切に管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰り計画を作成、更新し、十分な手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（※1）	74,744	74,296	△447
負債計	74,744	74,296	△447

（※1）1年内返済予定の長期借入金は長期借入金として表示しております。

（※2）「現金及び預金」「売掛金」「契約資産」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、預金であること、及び短期的で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,229,770	—	—	—
売掛金	456,633	—	—	—
契約資産	872	—	—	—
合計	1,687,276	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	31,090	20,454	14,400	8,800	—	—
合計	31,090	20,454	14,400	8,800	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金として表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	74,296	—	74,296
負債計	—	74,296	—	74,296

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	モバイル事業	ソリューション事業	
アプリ広告	1,845,576	—	1,845,576
サブスクリプション	330,001	—	330,001
売切型アプリ	271,986	—	271,986
IT技術者派遣	—	1,353,060	1,353,060
受託開発	—	278,128	278,128
その他	8,110	—	8,110
顧客との契約から生じる収益	2,455,675	1,631,189	4,086,864
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,455,675	1,631,189	4,086,864

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりです。

(1) モバイル事業

① アプリ広告

アドネットワークシステムを介して、当社アプリ上の広告枠の提供を行っております。当該サービスは、顧客のアプリに広告が掲載された時点、または顧客がバナーをクリックした時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点にて収益を認識しております。

② サブスクリプション

広告非表示を含む追加機能や追加素材等の利用が可能となる定額課金型のプレミアム会員サービスの提供を行っております。当該サービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 売切型アプリ

(モバイル版)

アプリ上の広告が非表示となる有料版アプリの提供、及び無料版アプリインストール後の広告除去アドオンの提供を行っております。当該サービスは、顧客が有料版アプリまたは広告除去アドオンを購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

(PC版)

顧客が有料版アプリを購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

(2) ソリューション事業

① IT技術者派遣

当社のシステムエンジニア等の技術者を派遣契約に基づき顧客企業へ派遣し、顧客企業の指揮命令下においてサービスを提供しております。当該サービスは、契約期間にわたり稼働時間の経過に応じて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

② 受託開発

主に請負契約又は準委任契約によるもので、モバイルアプリ等の受託開発を提供しております。当該サービスは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	373,053
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	456,633
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	872
契約負債（期首残高）	39,995
契約負債（期末残高）	83,991

契約資産は、受託開発においてシステム開発の進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主にサブスクリプション型サービスにおいて、顧客から受けとった契約期間分の対価の前受であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高が含まれていた額は、39,995千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	353円76銭
1株当たり当期純利益	84円20銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

株式会社アイビス
取締役会 御中仰星監査法人
名古屋事務所指定社員 公認会計士 堤 紀彦
業務執行社員指定社員 公認会計士 川 合 利 弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査計画（監査方針及び監査の分担等）に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室等と連携の上、本社及び全事業所への往査・ヒアリングを行い、業務の執行状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人（仰星監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正に行われており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（仰星監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社アイビス 監査等委員会

常勤監査等委員 尾 関 一 平 ㊟

監 査 等 委 員 宮 崎 陽 平 ㊟

監 査 等 委 員 近 藤 直 生 ㊟

(注) 監査等委員 宮崎陽平及び近藤直生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号
八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 501号室



会場最寄駅

- JR東京駅（八重洲中央口）より徒歩約10分
- JR京葉線・東京メトロ日比谷線 八丁堀駅（A5出口）より徒歩2分